

木曾川中流域フラッグシップ事業委託業務 仕様書

1 事業の目的

木曾川中流域※（以下、「中流域」という。）の自然や歴史、文化、生活を観光資源として活用し、「にぎわい創出」による国内外からの観光誘客及び観光消費額の拡大を図るべく、官民連携により「木曾川中流観光振興協議会」を組織し、令和4年3月に「木曾川中流域観光振興ビジョン」を策定したところ。

同ビジョンで掲げる統一コンセプト「日本ライン・KISOGAWA リトリート・パークづくり」を推進するため、中流域を象徴するイベントの開催により、誘客促進及び観光消費額の拡大とブランド力強化を図る。あわせて、観光客の動態把握や、地域住民・観光事業者の意識調査を実施し、今後の観光振興施策に役立てる。

※岐阜県各務原市、美濃加茂市、可児市、坂祝町及び愛知県犬山市

2 業務委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日（火）

3 業務内容

県及び中流域5市町の自治体・観光協会等と協議・調整の上、次の各業務を実施すること。

（1）フラッグシップイベントの開催

木曾川をメイン会場と捉え、中流域の自然、歴史、文化などをエリア一帯で体感できるイベント「River to Summit（仮称）」を次のとおり開催すること。

①実施期間：令和4年11月5日（土）～6日（日） 2日間（予定）

②実施会場：木曾川河畔、公園、観光施設等、中流域一帯

③実施内容

- ・木曾川での川遊び（川下り、渡し舟、遊覧船、ラフティング等）と周辺の低山トレッキングやトレイルラン、中流域を巡るウォーキング等を組み合わせたアクティブイベントとすること。なお、川遊びに係る費用は、本事業経費に見込む必要はない。
- ・会場は特に指定しないが、3か所以上でアクティブイベントを実施すること。なお、リバーポートパーク美濃加茂、太田宿中山道会館（美濃加茂市）、かに木曾川左岸公園（可児市）においては、使用料を本事業経費に見込む必要はない。
- ・川遊びにあたっては、木曾川観光（株）、中之島公園利活用共同体（リバーポートパーク美濃加茂指定管理者）等、地元事業者と連携し、必要な許可を得ること。また、専門家の助言を受けるなど、安全対策（保険加入も含む）を講じた上で実施すること。
- ・適正な参加料を徴収し、費用の一部を地元ボランティアの活動経費に充てるなど、持続可能な仕組みを検討すること。
- ・アウトドアやスポーツメーカー等とのタイアップや、その分野で著名な人物の招聘など、話題性があり、集客に結び付く企画を提案すること。
- ・イベント期間中の回遊性を高めるため、木曾川河畔（右岸・左岸）や公園等、2か所以上でマルシェを開催すること。実施にあたっては、テーマ性や話題性を持たせるとともに、中流域の事業者が幅広く参画できるよう、検討すること。
例）中流域のパン屋を一堂に集めた「パンマルシェ」
規格外野菜や廃材を利用したクラフト製品等を扱う「SDGsマルシェ」
- ・中流域の文化や食などの体験、地元ボランティアの活動紹介、観光PR等のブースを設置すること。
- ・中流域一帯で取り組むイベントとするため、中流域の観光施設や宿泊施設、飲食店等

と連携したキャンペーンの実施など、より多くの民間事業者が参画でき、かつ来訪者の消費購買行動につながる企画を提案すること。

④ 広報

- ・参加者募集チラシ、イベント全体を紹介するリーフレット（マップ）を制作し、別途県が指定する施設へ発送すること。

【仕様】チラシ：A4両面、カラー / リーフレット：A3二つ折り、カラー

【数量】チラシ：10,000枚程度 / リーフレット：5,000枚程度

【発送先】150件程度

- ・専用サイトやSNS、5市町の広報ツール等によるイベント告知を行うこと。
- ・新聞、各種メディアの活用など、より集客効果のある手法を検討すること。

⑤ 運営

- ・イベント運営全般を行う事務局を設置し、参加予約受付（Webサイト、メール）、専用電話による問い合わせ対応を行うこと。
- ・専用スタッフを手配し、イベント当日の運営及び前日の準備を行うこと。
- ・運営マニュアル（運営体制、タイムスケジュール、危機管理対応等）を作成すること。
- ・有料イベントにおいては、受付を設置し、料金の徴収を行うこと。受付は、テント1張、机2本、イス4脚、受付看板、その他必要な機材を準備すること。
- ・当日は、パトロール車による安全確認（救護）を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。
- ・荒天（河川水位の上昇）、新型コロナウイルス感染拡大等により開催が危ぶまれる場合は、県と協議の上、速やかに参加者へアナウンスすること。

- ⑥その他：交通事業者（JR東海、名鉄等）が実施するウォーキングイベントとの連携も検討すること。

（2）観光動態調査、地域住民及び観光事業者向け意識調査の実施

①観光動態調査

- ・イベント参加者や中流域の観光施設、宿泊施設、飲食店等の利用者に対し、アンケートを実施し、結果をとりまとめること。調査項目は、県と協議の上、決定すること。
- ・ノベルティの配布など、回答率を高める工夫を検討すること。

【調査時期・場所】フラッグシップイベント、その他中流域の主要行事等

【サンプル数】1,000程度

②地域住民及び観光事業者向け意識調査

- ・イベント出展者及び関係者、観光協会会員、自治会役員等に対し、アンケートを実施し、結果をとりまとめること。調査項目は、県と協議の上、決定すること。

【調査時期・場所】フラッグシップイベント、自治会合等

【サンプル数】500程度

4 業務実施計画書の提出

- （1）受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、県に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに県の承認を受けること

- （2）本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること

- （3）業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと

5 業務実施状況の報告

- 受託者は、業務実施の状況を随時、県へ報告すること

6 業務完了後の提出書類

受託者は、業務完了後速やかに以下の内容を含む実績報告書を提出すること。あわせて、電子データも提供すること

- (1) 各事業の実施結果
- (2) 事業全体を通しての所感、中流域の観光振興を図るための提案 等

7 支払条件等

- (1) 原則として、委託業務完了後に本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払を請求することができる。
- (3) 受託者は、概算払を請求したときは、委託業務完了後、遅滞なく県に対して精算報告書を提出しなければならない。
- (4) 上記(3)による精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回る場合には、精算額により支払金額を確定するものとする。
- (5) イベント実施による収入(収益)が生じた場合は、返還又は委託費の減額の対象とする。ただし、県が認めた場合には事業費に充当することができる。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の取扱い

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例(平成10年岐阜県条例第21号)、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成11年岐阜県規則第8号)及び「個人情報取扱特記事項(別記)」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

9 著作権の譲渡等

別添「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。

10 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

11 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

別添

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第1 印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(利用の許諾)

第2 受託者は発注者に対し、印刷製本物が著作物に該当する場合には、発注者（発注者が指定するものを含む。以下に同じ）が次に掲げる方法で、印刷製本物を利用することを許諾する。

一 観光PRのため、パンフレット及びノベルティ等の印刷物を複製し、県民等に対して無償で配布すること。

二 観光PRのため、ポスターその他掲示物を複製し、イベント等で展示すること。

三 観光PR用のWEBページに掲載し、無料配信すること。

四 その他岐阜県の観光促進に資するものに掲載し、複製のうえ無料で配布等を行うこと

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作物のうち、次のいずれかの者が著作権を有する場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により前項に規定する利用の許諾を得るものとする。

一 受託者の従業員

二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

3 発注者は、第1項に掲げる方法以外の利用を行う場合には、事前に受託者（前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。）に許諾を得るものとする。

4 第1項及び第2項の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 発注者は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることができない。

(保証)

第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（Adobe Illustrator

形式等の編集可能な形式でDVD-R等に保存したもの)を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に甲に移転する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受託者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、県に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 受託者は、県からこの契約による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、県に受領書を提出しなければならない。

3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

- 4 受託者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 受託者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、県が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受託者は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

- 第8 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 受託者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を県に提出しなければならない。
 - 5 受託者は、廃棄又は消去に際し、県から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

- 第9 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

- 第10 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

- 第11 受託者は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう）

以下同じ。)をしてはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。
 - (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、県の求めに応じて、その状況等を県に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。
 - (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 受託者は、県の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、県に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第12 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。
- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

- 第13 県は、受託者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託

者は、県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

第14 受託者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により県に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受託者は、県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第15 県は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、県にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、県にその損害を賠償しなければならない。